別表第一号　パーソナル無線及びアマチュア局の無線局の免許申請書の様式(第3条関係)

収　入 印　紙

無　線　局　免　許　申　請　書

年　　月　　日

(何)総合通信局長(沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。)殿

申請者(注1)　　住　所

氏　名　　印

無線局(　　)(注2)を開設したいので、電波法第6条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

注1　申請者の欄の記載は、次によること。

(1)　住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(2)　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3)　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載し、氏名については、自筆により記載したときは、押印を省略することができる。

(4)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。

2　第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請する場合は、局数を併せて記載すること。

3　第8条の2の規定により合算した額に相当する収入印紙をちよう付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。

4　免許状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該処分に係る書類を封入し得るものとする。

5　用紙は、日本工業規格A列4番とする。